

平成28年度第2回市民自治推進委員会

開催日時 平成29年1月19日 10時から

開催場所 生駒市コミュニティセンター203会議室

出席者

(委員) 中川委員長、藤堂委員、澤井委員、野口委員、樋口委員、上田委員、津田委員、橋本委員

(事務局) 平井地域活力創生部長、平田市民活動推進課長、金子市民活動推進課課長補佐、伊藤市民活動推進課市民活動推進係長

欠席者

入口委員

案件1 市民投票について

事務局より資料説明

【中川委員長】 変更点等修正された案について説明がありましたが、お気づきの点があったら、順次ご意見を賜りたいと思います。

【樋口委員】 2点ありまして、1点目は2ページのところで、議論を尽くしてということですが、「ある程度賛成、反対が均衡している状況になった場合」という言葉ですが、均衡してないといけないのかということ。例えば市議会と市民との意見が違う雰囲気があるということも前提にしていたりもするわけで、そのときに均衡という言葉があるのかということになりますよね。ここがどうなのかなというのが1点ひっかかったということとはあります。

2つ目ですが、情報提供のことで、これまで意見を言わせていただきましたが、一般論としては多分こうだとは思いますが、ここでは選挙に照らして考えてみたときに、市が情報提供しますよということではありますが、例えば想定されるものとして、市が進めたい事業に対して反対したいという市民が請求をしてきた場合、要は情報提供をしたい側との意思と違うことをやろうとしている人たち、その反対にかかわる部分の情報提供は公平にできるのかと。要は情報提供する側と意思が違う人たちの要請に応じてやるということ。そのときにその内容について反対したい市民、この請求してきた市民が、この情報で

は足りないのと違うのかということ、もっとうこういうものを見せてくださいということがあったときにどう受けていくのかとか、あと、公費でやっていきますというときに、どこまでのことをやろうとしているのか、あるいはできるのか。予算がかかわる話なので、選挙だったら選挙公営ということで、新聞に掲載しますとか、ポスターなりとか、幾つかその公費で賄える範囲というのを明確にしていますよね。要は、最低限これだけのことは行政としてやりますということを先に伝えとかないと、請求した人が何をどうしていいかわからない状態になる可能性がある。

それと、賛成派、反対派という人たちがそれぞれに独自でどこまでやって良いのか。それに対して市は何かサポートするのか、それは勝手連的にという形にするのか。だから、要は市がどこまで面倒見ますという範囲がもうちょっと明確でないと、それは予算としてこれぐらいのものを組みますよということの意思とともに明確にしていけないといけないのかと。やろうとしているけれども、予算がないからできませんという話だったら困るわけです。だから、この市民投票をやっていくときに、どれだけの予算規模で考えているのかということを持っておかないと、そこを明確にはできないだろうと思います。だから、そこはこのしおりに作って請求を希望される方に対してアナウンスするときには、ある程度ははっきりしておかないといけないのではないかと思います。

【中川委員長】 大きく2つですかね。1つは賛否均衡というのは少し予見があるのではないかと。対案ではないですが、賛否が明確になった時点とかね。

【事務局】 おっしゃることはよく分かるんですが、あくまでこれは、市民請求を主眼にしているということがまず前提とあるので、こういう形にしています。

【樋口委員】 市民請求が起こってくるのは、言ってることと違うでしょうということですよ。対議会というところで賛否の均衡にという話は、多分、概念としてまずないです。だから、そこは書きぶりは考えとかないといけないかなと。

【中川委員長】 言わんとすることは、議論が錯綜している、あるいは選択肢がばらけていく、そんな状況では市民投票できないのではないかと。だから、AかBかという、だんだん絞れてきた段階ということでしょうね。それが文面的にどうかということが1つ。

それから、「シンポジウムとか公開討論会も考えられます」とまでなっているけど、その予算は一体誰が負担するのかと。要するに市民側が行政提案に対して異議を申し立てるときに自分たちでやるのはかなりコストもかかりますが、行政がやってくれるのという話になりかねない。

【事務局】　そうですね。前回の会議で高浜市のお話をさせていただいたと思うんです。それが今11月に結果が出ました。経過は、中央公民館取り壊しについての賛否を問う住民投票でしたが、まず、市と議会の方では取り壊しに向けて予算もついたが、市民団体がそれに対して反対ということで、初めは請願をされたのですが、却下されて住民投票という流れになりましたが、そのときにシンポジウムをされています。それは市主催ですが、シンポジウム開催の支援する団体があるみたいで、そこに委託を出して市費でシンポジウムは開催されたようです。

【中川委員長】　それも含めて発議者側から要望があった場合、公開討論会、シンポジウムをしますと言い切るかどうかという問題ですね。考えられますと言ったら期待されまじし。場合によれば市民団体主催のシンポジウムみたいになるかもしれません。ただし、その場合は賛成派ばかりのシンポジウムになるかもしれないし、反対派ばかりになるかもしれない。それらも少しイメージしといて、線はある程度引いとかないと、予算の問題もあるとおっしゃっている。それ、ちょっと検討しましょう。

【橋本委員】　市民投票の際に、そのときに市のそれが偏りなく客観的に判断してくれるのかどうかということが疑問ですので、この「市は市民投票に付される事案について多くの情報を有していることから、投票の際の賛否の判断材料となる情報提供については、市からも積極的に行う必要があります」と、こう書いてありますけども、この市というのが主体がはっきりしませんので、何か疑問に思います。市の担当課の方へ多分相談に行くと思うんです。そのときに、それは難しいとか、ぜひやりましょうというのをどういう物差しで言ってくれるのかというのが分からないので、このしおりの解説に、市はそういうことに偏りなくやるんですよということがどこかで分からないと、市民投票の申請ができないのではないかなと、それが意見です。

【中川委員長】　それは市民投票条例における義務づけ条項、今なかったかな。義務づけてまではないのか。

【事務局】　第13条の情報の提供というところで、「市長は」、ちょっと途中省略しますが、「情報の提供を行うものとする」と、「するものとする」という表現になっております。公平性、中立性を保持しなければならない義務づけはされています。

【中川委員長】　だから、この義務づけ条項があるから、そのところはクリアできるのでないかと思いますが。仮にそういう予断とか誘導みたいなことをすると、この13条違反になると思います。橋本委員がおっしゃっている懸念に対して答えられる根拠情報が1

3条というのが今の答えになったと思います。

【事務局】 一般的に市民の方から言えば、市の方の担当課がやりたいという思いの説明しかしないとは思いますが、担当課としたら公平な立場でその説明、理由説明をきっちり本来はすべきですので。それでもまだということになってきたときに情報をどこまで出すかというときには、委員長がおっしゃっていますように、この公平性・中立性の義務というのがありますので、そういう理解でお願いしたいと思います。

【中川委員長】 よろしいですか。解説では「市は」と言ってますけど、条例上は「市長は」です。行政機関はということです。市と言ったら議会も含まれます、正しくは。だから、ただ解説上では市はというか、市役所はという意味合いでね。分かりやすくしているだけのことで。

【津田委員】 同じようなことになるかと思いますが、一番基本的なところ、選択肢をする場合の情報提供がきちっとできているかということと、その市民投票に取り上げるべき項目であるかどうか、この判断だと思います。項目的では条文にあります、しおりなので、その投票がそうするためにはこうですよというのが分かるようなしおりにするべきだと思います。そうしたときには、先ほど出たような質問でというんですかね、どういう形で公平性を保つんだと。どういう形で情報提供をきちりやるんだと。どういう形でこの情報の期間のこともあると思うし、予算のこともあるかと思いますが、そういうものをしおりの時点で枠、きちとした枠でなくても、そういう疑念に対して公平性だとか予算の決め方だとか、そういうものに対して大枠こういう流れで行きますよというのが分かるようなものであった方が、後で疑問が出てこないのかなと感じます。

【中川委員長】 もう少し踏み込んで詳しく書いた方が良いということですかね。

【野口委員】 両者の持つ情報の偏りというのがあるわけです。その中での公平さとかがどうしたってあるという課題を考えておかないといけないか、そこら辺に初めからある程度ここまではという風にしたい方が理解できるというか、そもそも偏りがあるんだということを考えてもいいと思うべきだという気がします。両方が全く同じ情報を共有し得るということは、基本的にはあり得た方がいいだろうと思うけれども、あり得るべき状況ではないと。それをどういう風に解説にするかということ。

【中川委員長】 これは結構デリケートな問題かと思うんですけど、市民同士の間で賛否が2つに分かれている。提案者が行政ではないときには、割と双方の意見を乗せやすい面もありますね。それが、提案者が市長であるとか行政であるとかいったときに、それに

対して反対の意見があるとして、賛成の意見は行政側が出すといったときに、物すごく情報に落差が生じるということは今イメージされていると思います。そういうふうに賛否の両方の論点、争点を明らかにしますといったときに偏りが生じるかもしれません。そうになると、争点を明らかにするという広報の仕方というのは可能なのかということになってきます。

【樋口委員】 例えば、賛成派、反対派に指名をされて、それをそれぞれ書いてもらった上で、一定のチェックは要るにしても、やはり表現の仕方とかがあるので、それをきちんと出しますよとかという仕組みを作っておくか、何か幾つかそういう仕掛けを作る必要があると。あと、第三者機関的なもの、選挙管理委員会みたいなものがあるのかどうか分からないですが、要は情報の提供に対してチェックを入れていく。少し偏りがあるのであれば、公平な目でその出す者、情報提供する者に対してチェックをかける何かそういう仕組みを作っていくとか。だから、幾つかやり方はあると思います。だから、どこまでそれをやりますかと。ただ、時間の限られている中でどういうものなら可能なのかということはある必要があると思うんですよ。

ただ、その保障をまず最初にしておかないと、どうしていいかよく分からないということになるし、先ほどの疑念を持ったまま、大丈夫かなと思ったまま何かしないといけないという話にもなってしまいます。そういうことだと思います。

【中川委員長】 今のところは判定するというか、公報というところに来るまでの、出すまでの公平な審査は要るのと違うかという。選挙公報だったら選挙管理委員会が審査しています。そういうところに審査をお願いするのかということも関係するよねという話ですね。

【上田委員】 シンポジウムをしたりとか、さっき言ったみたいにいろんな意見が分かれた場合のときとか、その費用的なことが全然ここに載ってなくて、例えばそれは請求というか、裁判と一緒に負けたらあなた方が払うんですよとかいう形の何か1行あると、一般の方というのはそのようなところで少し慎重になっていくというのもあるかという気がします。例えばこのところまでは行政側が相談に乗って応援していきましますが、ここからのことについてはあなた方のことだという何かがあったら、もう少し慎重になって、やはり大変なことで、これがあるからどんどん出てくるとは思いませんが。

【中川委員長】 請求人名簿の審査までには費用はかかりませんみたいなね。事前審査には費用はかかりませんか、ただし、いわゆる請求人を集めるための費用は、行政は負

担しませんとか、その辺のことも分かってない人もいるかもしれません。そうすると、さっきのシンポジウムとか公開討論会はどっちが持つんだってまた出てきますね。

【事務局】 投票しますと告示してからについては、大々的にやるのは市が持つ形になると思います。ただ、投票運動については自由にできますので、それぞれ賛成派、反対派がそれぞれ集会とか行うのは自由ですけど、市が行う場合は賛成派反対派を交え、中立的な立場でやらないといけないかとは思いますが。

【澤井委員】 市民投票は要するに6分の1の票となっておりますが、それが一番大きなバリアになっているんですね。濫用されることはないと思います、実際は。大きな人数でしょう。合計で何名ですか？

【事務局】 1万7,000人ぐらいになります。

【澤井委員】 それだけの力が市民にあるという。それはそれこそ合併とかいう問題で、そう簡単なテーマじゃできないようになっています。そういう点ではそのバリアがまずあって、その上でもってできるだけ市民の意思や自負で市民投票にたどり着けるということが一番大事なことだと思う。余り前にいろいろ仕組みを作っていくと、仕組み自身が事前審査になります。審査できないことは市民投票、要するに要件みたいでいいわけですね。そう思うと、余り仕組みを細かく作るよりは、基本的には個別ごとの事案を積み重ね、そういう凡例を作っていくということが大事なので、事前にあまり細かい仕組みを作ったらほとんど失敗しているという感じがあります。

情報提供の話も、これも要するに市民投票を決めた段階で情報提供していくことになりますね。ですから、どういうふうにする市民投票を検討している段階では、それこそ行政に対して反対という形で出てくると思うので、だから、行政は行政としてやってきたことで十分事前に説明があればそれで足りるはずですよ。ということ考えると、むしろ市民投票に着手してからの情報提供をきちっとやっていくということであって、前の段階ではそれほどそういう調子で議論しても、何かかえって変なものになるという感じがします。

【藤堂副委員長】 私が最初に疑問に思った点は、2ページの樋口委員がご指摘されたところの「賛成、反対が均衡している」という表現はどうなのかというのを少し思ったのと、最後の20ページの上段の枠囲みじゃない部分について、読んでいて分かりづらいと思った部分があったんですが、それとは別に、市からの情報提供というのは、第13条のところに「市が有する情報」と記載されている。ここにも同じようなことが記載されていますので、実際に市が保有している情報、施策等に関するようなデータも含めてというこ

となので、それはきちんと情報提供すれば、特に賛成、反対にはかかわらないただの事実としての情報という意味の情報提供かと思ったんです。偏りが生じてくるとした場合は、きちんと情報提供をしたら、後の「賛否両方の意見等」というその部分だけかと思いません。だから、その部分についてきちんと両方の主張が分かるような情報提供をすれば、後は市が保有している情報を積極的に情報提供しますという意味かと思って読んでいました。ということで、私が分かりづらいなと思ったのは、20ページの第2段落のところ、「市は、市民投票に付される事案について多くの情報を有していることから」のところの「多くの情報を有していることから」というのも特に要らないのかと思いました。その市が有している情報を提供することだけなので。そこを取ると、主語は「市は」ということなので、後ろの「市からも」というのは特に要らないかと。「情報提供については積極的に行う必要があります」というだけで、文章がすっきりするかと思います。

【樋口委員】 澤井先生と意見の違うところではありますが、先ほどの費用負担の話のところは、多分、請求されるときに非常に気になる部分で、先ほども言いましたけど、選挙に照らしてということで見たとときに、最低限、市がやることというのは明確にしておいた方がいいのではないのかと。

例えば公開討論会を市がするのかしないのか、それは賛成派、反対派に委ねられるとしたら、言われた者に対してのその結果の情報をどう集約してどう提供していくのか。そういう要はそれぞれの部分、特定のエリアの中で行われていることの情報は、なかなか市民はキャッチできないですね。

選挙の場合は、それぞれ立候補者が自分の主張を書くスペースを与えられて、好きに書いて、それを市民に知らしめる。そのために新聞の公報に載っているとかがあるわけです。首長選であれば、マニフェスト、A4の裏表というスペースを与えられて、その何枚という規定に則してそこに自分の主張を書いて市民に配ることができることがあるわけです。

だから、そういうツールとして何があるのかということは、お金にかかわる話なので、それを市で面倒見るとか見ないのか、その辺ははっきりさせといた方が、最低限これだけはやりますという、後の話は、そのときにという話はあるんだろうと思うんですけど、最低限、市民に情報提供するために、判断するための情報を提供するために、これだけのことは市としてはやりますということは明確にしといた方がいいのではないかとということと、もう1点、立場から言えば、「市も積極的に行う必要があります」ではなくて、「情報提供

については行います」と書かないと。市がやることを明確にする、それを使ってくださいということだと思うので、書きぶりもそういう意味で書いてもらったら。市がやりますという姿勢がこの文面から読めない。情報提供のことは条文に書いてあるので、そこを受けて明確に書いた方がいいと思います。

【中川委員長】 そのお金の負担等については明確にするというのは先ほど確認できたと思うんですけど、そのフィルタリングについては、澤井先生は別に異論はないですね。

【澤井委員】 本当は市民投票運動って市民がやるものなんです。自分で費用を負担します。市が何かお金を出したから市民運動成立っておかしい。それはどこでもそうでしょう。市民運動をやって投票をやったり、自分の金でやっています。それで、ちゃんとカンパ集めて。だから、市があんまりそこまでやるのはどうかと。

【事務局】 告示後は市が当然することになります。

【澤井委員】 シンポジウムをやったら当然市がやっぱり費用を出して設定してやるんだけど、それ以前は、それは自分の費用でやるので十分じゃない？

【樋口委員】 これ、告示後の話ですよ。

【事務局】 情報提供は告示後となります。

【中川委員長】 それは、見はずれてないと思うんですね。実は告示に至るまでは自力ですよみたいな部分はかなり大きいじゃないですか。その辺を明確にしましょうという話だと思います。告示以後は行政が支援しますということを峻別したらどうかということですよ。どこかにそれ、チャートを書いたらいいのと違うかな。例えば署名を集めることには、市は手を出したらいけないわけで、その旅費、交通費についてどうしてくれるなんて話は当然ないわけです。

【事務局】 告示後は行政が支援というか、行政が負担するというか。

【中川委員長】 そういうことですね。行政が中立・公平の立場に立ってその進行をさせていただきます、こういうことですね。

【樋口委員】 それは行政が負担すべきところと賛成派、反対派の運動している側が負担すべきものは、選挙と同じでそれぞれあるわけです。行政はどこまで負担するかというのを明確にしておかないと分からないと。

【中川委員長】 そうそう。そういうふうに論点が今整理できないので。

【澤井委員】 住民投票を最初である巻町のはじめのときは、ものすごい市民の方とその推進しようとする電力側と格差がありました。電力側は東京から応援してやりました。と

ころが、市民運動は全く手弁当だからね。そこには格差がりましたがそれを超えましたから。市民運動というのは本来そういうものですよ。最初の段階では。

【中川委員長】 それと、先ほどの公開討論会とかシンポジウムの開催、これも行政経費でやってくれると読めますので、ここは少し精査した方がいいと思います。確かに高浜市は私も深くかかわっているんですけど、これ、論理としてすごく難しいところがあるのですが。議会も議決した行政の原案を住民運動で反対だという人たちが出てきた。それに対して公開討論会を行政経費でやってくださいと言って業者委託したんですね。賛成派と反対派が議論してくださいとお金を出しましたが、もともとの原案が行政より議会が議決した原案だからそうしてくれたと思うのですが。行政がその原案賛成側に立っているといった場合、全部公開討論会でやりますというルールが成り立つ？という。それでいいのかなという。むしろ公開討論会とかシンポジウムというのは、澤井先生おっしゃったように、市民運動側で主催するというのは当然自由だと思うし。シンポジウム、公開討論会をやりますということですけど、シンポジウムや公開討論会の中身まで規定していかないと駄目なようになりませんか。単なる情報提供でなくて。例えばメンバーですね。賛成派、反対派がちょうど半分になるようにしなければならないとかね。これ、そういう規定まで要るようになりませんか？ちょっと親切過ぎて危ないです。

【樋口委員】 ただ、例えば会場費を行政で持ちますとか、何回も分けてしますとかということでは、それは立会演説会で最低何回使えるというのと同じでね。そういうサポートの分は明確にできるのでは。

【野口委員】 だから、あんまり面倒を見ちゃうと、逆におかしい話になりますので。面倒を見過ぎてもおかしいと思います。

【中川委員長】 これは公職選挙法の論理を援用するしかないのと思います。立候補する人は立会演説会ができますとね。それに関するのぼりとかいろんな費用をある程度公費負担するじゃないですか。その程度までと違うかな。

【事務局】 あと、投票公報ぐらいとか。

【中川委員長】 そうそう。それに準じたら一番公平じゃないですかね。ちょっと親切過ぎて穴があく可能性がある。

【事務局】 公共施設の諸費用を出すぐらいのもので、費用負担するのは。

【中川委員長】 それでは、ちょっとまとめていくことにしたいと思います。

今ご意見が出たのは、2ページですね。2ページで、例えば「賛成、反対が均衡してい

る状況になった場合」、これは非常に不適切。均衡しないとだめなのかと。ですが、二者択一というのはやっぱり1つのラインなので、「二者択一まで選択肢が絞られる状況になった場合」でいいと違いますか。副委員長、いかがですか。

【藤堂副委員長】 はい。そう思います。

【中川委員長】 それから、2つ目が、20ページでした。13、その他、市民投票の情報の提供ですか。今議論したとおり、3行目から4行目の書きぶりを少し変える。「多くの情報を有していることから」を削除し、「市は、市民投票される事案について、投票の際には賛否の判断材料となる情報提供について積極的にいきます」。「必要があります」でもいいです。

それから、「市からの情報提供としては」とありますが、その後ろの「公開討論会、シンポジウム等の開催も考えられます」、これは削除した方がいいのではないのでしょうか。

【事務局】 解説では、公開討論会、シンポジウムというのは書いていますので、あと、それに対する支援のかかわり方が問題になってくるかと思います。

【中川委員長】 そうですね。だから、その話は、先ほどのどこまでが市民運動側が自己負担、これが行政の制度的支援というのはもう少し整理した部分が要ということですね。そこで例えばシンポジウム、公開討論会などを開催したいという場合に、会場費の負担、これも支援しますとか。

それと、私個人の意見ですが、7行目の「争点となる事項と関連事項、事業計画案、事業予算案、代替案」ですが、「代替案」まで書かないといけないのかと。さっきの双方の意見の中に含まれてきませんか？

【事務局】 そうです。

【中川委員長】 例えば高浜の場合は、中央公民館の耐震関係で危なくなっているのを除却します、解体します。その機能は各まちづくり協議会が抱えるまちづくりセンターを拠点とした生涯学習ができるように分散して移行させます。公民館として使っていた小型ホール機能については、他の公共施設でホール機能があるので、それでご承知くださいという案でした。

その奥にさらにあったのが、公民館を廃止した後に民間総合病院を誘致して、そこに来てもらおうと。実はそれ以前にその民間総合病院がよそに行くという話があったようです。それがよそに行かずに、高浜は医療過疎になるから、お願いして、それで、その移転のために営業補償もしたという経過があるみたいですが、何億円か。その積み上がった話の上で

公民館が廃止というのが議決されたましたが、その前段の話が議論の対象として隠れているんです、医療をどうするかという。

なので、公民館は廃止か存続かという二者択一に見えてますが、非常にややこしい住民投票だと思う。そのもう1つ奥に、ならば総合病院のないまちになっていいのかということが飛んでいたんです。そういうことにならないように、2ページの話は意味があるなど思ったんです、争点が明らかになるということで。

【事務局】 多分二者択一にしないとイケなかったから、中央公民館取り壊しのみになってしまったのかと。

【中川委員長】 だから、情報を余り知らない住民から見たら、背景も知らない、議会の審議とか議決結果を知らない市民にしてみたら、公民館壊すな、残せ、私たちの発表の場がなくなるではないかという感情論になってしまう可能性もあります。だから高浜市民がそうと思わないけどね。公民館の問題プラス医療のあり方をどうするかということを中心に議論したのだろうか、ちょっと確信を持ってません。

でも、現実はそのようなことが多いんです。イエスかノーに持っていくという手前にこれだけのことが隠れていますね。一般的には何でも残した方がええとなりがちでないですか。せっかくあるものをね。

【澤井委員】 でも、高浜の場合、総合病院を存続するという。

【中川委員長】 いや、持ってくるんです。ちょっと移転させてね。

【澤井委員】 それをうまく争点化というか、課題にでき損なったところに問題があるのかな。

【中川委員長】 そう、し損なった。

【澤井委員】 それがこの公民館、前提としている公民館が以降にそこを呼んでくるといったって、最初、総合病院をそこに持ってくるという合意は形成されないままその公民館廃止まで先に行っちゃったね。それはやっぱりちょっと手続ミスでもあるね。

【中川委員長】 そうです。にもかかわらず、議会の議員はどの派も黙ってしまったんです。

【澤井委員】 そういうやり方はおかしいんじゃないですか。

【中川委員長】 反対派の議員さんは活発にやってみたいですけど。議決に賛成された議員さん、一斉に何でということと言わなくなっちゃった。

話が飛びましたけど、今の代替案というところまで書くと、別の問題が出てきませんか。

公開討論会、シンポジウム等の開催までは行き過ぎとかと。その背景にもう1つ議論したのは、どこまでが自力でやっていただきたい、どこからが行政の制度的支援の対象になってきますみたいなことが整理されているべきではないかという意見でした。

そのほかにお気づきの点はございますか。よろしいでしょうか。

先ほど澤井先生から助言いただいていたように、我々もできるだけ慎重に審議していいものに持っていかうと努力していることは事実なんですけど、これだけやってもまだやっていく中で積み上がっていくノウハウ、知見というのもあるので、そのときにはまたそれなりの手引の改善とか逐条解説の改善も必要だということを確認したいと思います。やってみないと分からない点もありますので。

【事務局】 そうですね。ほかもなかなか事例がというので、私達も探りながらのところはあります。

【中川委員長】 例えば高浜と生駒と違うのは、投票率が何%未満の場合は開票しないという条項が入ってないです。なので、結構コストのかかる制度です。

【上田委員】 私、最近気になっているのは、ちょっとほかの団体のところで会議等すると、SNSでぱっとみんな流されるんですよ。「いいね」、「いいね」、「いいね」と、あそこで「いいね」が百何件とってるからとかいうのが、若い子が皆、堂々と会議の席で言われるんです。それで、賛成をそこでとっていくというのは、考えたら今の若い人は怖いなという気がし出してね。それで、それを会議で正論でやるから。こんなの、私がこれからはいけないのかなとか、昨日その話をちょっと気になったからしてたんですけど。

【中川委員長】 これだけ「いいね」があるなんて、何の根拠にもなりませんよ。

【樋口委員】 「いいね」イコール「賛成」ではないです。ここを見たというぐらいで、そのチェックだけかもしれない。

【中川委員長】 今、上田委員がおっしゃったのは、**真実以後**の世界って今言われているでしょう。**真実以後**って何かというと、皆、感情で物事を決める。非常に危ない時代に入っているわけです。事実はどうだということを議論しないで、気分が悪いとか、何かむかつくとか、そんなことで決まるというか、非常に危ない。その辺が確かに気をつけるべきかと思います。

ほかに追加でご発言ございませんか。

先ほど言ったように、ここまで議論させていただきましたと、できるだけいいものにしていく努力はまだ引き続きしますということを確認したいと思います。

とともに、この委員会の役割もだんだん重たくなってきたね。今までクリエートしていくとか、作っていく、開拓していく仕事が多かったけど、これからは助言、判断というのが出てきますね。

案件2 その他

【中川委員長】 それでは、その他に入ります。事務局から提案がございます。

【事務局】 それでは、案件2のその他についてです。

前回お話しさせていただきましたように、本日1月19日をもって委員の皆様の任期が終了となります。皆様方におかれましては、本委員会に1期、2期合わせて約4年間の長期間にわたって活動いただきまして、自治基本条例、市民投票条例など市民活動行政にご協力賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

今後の市民自治推進委員会ですが、市民投票条例が29年4月1日から施行予定であることから、次期委員の委嘱期間については平成29年4月1日から2年間とさせていただきたいと考えております。また、本市の附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針第4条第5号では、委員の再任については原則として3期または10年を超えてはならないとあります。これらの諸条件と皆様方のご意向、今後の基本条例の見直しなどのスケジュールを鑑み、次期市民自治推進委員会委員の委嘱について今後検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、一旦任期の締めということになりますので、しばらくフリートークみたいな形で皆様のこれまでの活動とか市全般について自由にご意見、ご感想をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

【中川委員長】 順次ご意見賜りたいと思いますが、その前に確認ですが、附属機関等の指針というのは、それはいつから施行されるのか。前から？

【事務局】 指針は前からですが、最近、改正があったので。平成26年1月に改定。

【中川委員長】 何で聞きたいかというと、3期までという原則はいつから起算してとるので、指針ができる以前からもう起算するのかということを知りたいんです。指針ができてから後、適用するのか。そうすると、平成二十何年から計算して、連続3期までいけるのは誰々とか、10年を超えるのは誰々とか、該当するのかなど。

【事務局】 この委員会ができてからの起算となりますので、今ちょうど、先ほど説明あった2期でということで、2期目の任期が終わるということです。

【中川委員長】 だから、指針にはまだひっかかる状態ではないけど、次の任期ではひっかかってくる可能性が。

【事務局】 可能性があります。原則論ですが。

【中川委員長】 はい、分かりました。それでは皆さんからの意見をお願いいたします。

【樋口委員】 私は議会からの代表というか、出させていただいているんですけど、自治基本条例ができて以降、それを具体的にさせていくためのもろもろ方法論について協議されてきたかと思うんですが、この市民投票条例もそうですが、やっぱり動かしていくときにどうしていくのというところがいろいろやっぱり考えていかないと、うまく動かせないようなことになったら困るなというところでいろいろ心配事は意見として言わせていただいたところもありますが、先ほどのお話の中で、動かしながらまた考えていくということの繰り返しで、多分この委員会はそのような役割をこれから担っていくのかと思うんですが。

それと、もう1つは、実際に今動いている部分、市民自治協議会はちょこちょこ芽が見えてきて、それについてもこれからどういう形で支援をしていくのかということについても、これはやっぱり行政の方で予算なりマンパワーなりというところで考えていかれる部分はあるだろうと思いますが、仕組みとしてどうしていくべきかというところについて、またこういう席で議論する機会が出てくるのでないかと思しますので、委員の構成がまたこれからどうなっていくのか分かりませんが、そういうところにこれからこの委員会に期待したいと思っています。

【橋本委員】 委員としての4年間としては2期4年かもしれませんが、その前から私がかかわらせてもらいまして、論文を出して市民公募ということでやっております。したがって、トータルでは10年ぐらいになりますし、それから、私ももういい年ですし、内容的にも難しいので、今回でやめさせていただければと思っています。

【中川委員長】 そうおっしゃらずにと思いますが、ありがとうございます。

【津田委員】 僕も同じように公募委員から参加させていただいているんですが、一番大きなテーマでいうと、間接民主主義と直接民主主義が今世界でいろんな流れを作っているようですが、その状況の流れをどうしていくか。しかも、一般市民の持っているパワーというのをどうやって間接民主主義の世界とうまく補完し合えるかというテーマが1つあると思います。

だから、そういう観点でいうと、これも生駒市だけの問題じゃなくて、日本の政治もそ

うですし、世界全体がそういう流れになっているので、特にこの市民自治推進委員会というのは、その辺の経過を見ながらどういう方向に皆さんのパワーが協働してきているかという方向に持っていくための委員会だと思いますので、そういうところに少しでもかかわれてきたというのはすごく、どこまで言えたか自信はないんですけど、あくまでも市民の立場という意味合いで意見を言わせていただいたと思いますので、その辺はそれなりの自分自身のやってきたことの思いはありますが、ただ、今後のことを考えますと、今言いましたように直接民主主義と間接民主主義ということを考えてときに、やっぱり間接民主主義を主体とするのだったら、そこから先に先ほど言ったいろんな議論とか情報公開、それを明らかに一般市民の人にきちっとすることによって、一般市民の人の意見の取捨選択もある程度できるのではないかと思います。だから、補完性をいつまでも、そのどちらかがなくなってもだめだと思うので、両方大切にしてもらえればなと強く感じています。

【中川委員長】 ありがとうございます。

【野口委員】 実際この議論に参加しながら、どこかで雲をつかむ、実態がつかみ切れてない自信のなさみたいなどころがありました。それが、その中で文章を頼りに考えるしかなかったということとともに、もう1つ、実は市民自治を含めてこういうことを市民の中に根づかせて、そして、もっと活発にしていかないと。例えば今回の、それから、前回のイギリスの例も含めて、何となくトラウマになってしまったり、何となくという、そういう部分が非常に多い。その1つとしては、やっぱり多くの人たちがもっと引きこもらずに議論に参加できる。また、そういう役割もどこかで持っているんじゃないのかなという気がいたしまして、活発になることを願っております。

【中川委員長】 ありがとうございます。

【上田委員】 40年ぐらい前に男女共同参画が言われはじめ、奈良県でそういうことをやっているときに、県から選ばれて国の方でそういうシンポジウムがあり、行ったときに、みんな働いてらっしゃる方とか大学の何とかという方ばかりの中で、私だけ一主婦だったんです。そのときに私は、一般の家庭で専業主婦をしている人たちに子育て支援としてそのときに3万と言った話が、昨日あたりから出てきているです。40年ぶりだということで。あのときに子どもたちが、せめて小学校に行っている子どもたちがいてるお母さん方に1人につき3万円ぐらいの育児手当を現金で渡してくださったら、それを元手にお母さん方はもっと地域社会の中で生き生きできる。自治会活動も、学校の学級教育も、そういうことができるといった話がぱーっと仕事を持っているキャリアの人たちに押されて

しまって、なくなってしまいましたけど、やっとこのころになってそれが、家庭の主婦がそういうところで地域で担っているということが分かってもらえたかなというのが、ちょっと昨日のニュースを見ていて思ったんです。

ここへ来させていただいて、本当に先生方や自治会長として頑張っておられるのを聞いて、私は一市民として、そういうのをただここで聞いたことを何かに役立てたいという常に思いがあって、団体の集まりのときとか住民たちの若いお母さんらが集まる中で、行政はこういうことについてやっていると言ったら、そんなこと知らない、私ら。それよりもごみの袋の方が大事とか、そこでごみに行くまでにこういう話があるということを知るかこう、そういうことを伝える仕事をするのも私の仕事かと思ってました。それと公益法人制度ができて、条文を作る際に、様々な人に聞いたりしながら、何とか自分たちも社会法人になって、許可ももらえたといういきさつも、ここに寄せていただいているから何とか今日までやってこれたというのがあって、本当に私は自分個人としてはいい意味で勉強させていただいたし、それを何とかまた皆さん方に少しでも、今こういうことを行政でやっていて、決まったことを見ているだけでなくその過程で、だから、みんなも委員で公募があったら行きましょうよとか、この間も小学校の学童に関連する募集があり、どなたかおられませんかというたら、あなたたち、行き、行きて言ったら、5人ぐらいで応募したとかと言ってきてたので、ああ、よかったなと思ったり。本当に活きたい勉強をさせていただきまして、ありがとうございます。

【中川委員長】 ありがとうございます。

【澤井委員】 基本的に市民の力はどうなるというか、どうやって市民自身が地域を支えていくという感じの展開ができるかというのを中心にして議論してきたと思います。その成果の1つはやっぱり実地教育なんですね。具体的にはそこまで行ったら大したものだと思うし、というか、これはやっぱり生駒市の市民の力だと思うんですね。なかなかそこまで行きませんから。それで、全国こういうのにしていきたいと思うんですね。

ただ、もう1つ考えているのは、僕は今、新しく介護保険の委員会にかかわりまして、事業計画策定委員会の委員長もさせてもらってますが、一番気になっているのは、地域包括支援センターと、それから市民自治協議会がうまく合っていないですね。これはずれもあってしょうがないんだけど。区域のずれもあるみたいだけど、要するにその2つの活動の連携というか、両方見ていくというところが不足している感じがするんですね。だから、介護保険の方は介護保険の視点で地域包括ケアということでやっていくのですが、こ

こちらの方で言うと、市民自治協議会、町内会長、自治会を中心にした新しいコミュニティづくりがあり、それとの連携をどうするか。その議論する場なり、あるいは、市でいざどこが中心になってそれをやっていくか。そういうところを懸念しないといけないのではないかな。と言って、そういう点ではコミュニティの方も形ができてきたし、だから、地域包括ケアの方のシステム自身の要するにコーディネーター機能ができてきている。それをどう統合するかというのをきちっとやっていく必要があって、それを大分できれば統合していくということも考えていかないと、その辺は私の課題じゃないかなと思ってます。ここで議論することではないのですが。だけど、ここでも議論していければ。

【中川委員長】 それってこの委員会の管轄に入っていたということですよ。

【事務局】 そうですね。今現在、地域包括支援ケアシステムは市全部ではなく、具体的な活動はこれからですが一部の地域では一緒にやっという動きもあり、それに包括ケアセンターなども関わりをもっという動きもあります。

【中川委員長】 コミュニティ政策と福祉政策と調整しながらジョイントして着手させるような仕事ね。ありがとうございます。

【藤堂副委員長】 今のことに関連して言えば、今、事務局からおっしゃったみたいに、自治連合会という、中地区さんの方が福祉の方の切り口から始めて、市民自治協議会の方へ発展させていこうという活動をしておられますが、その福祉面もだし、何か教育の方からも同じように地域というキーワードが出てきていると聞いております。だから、地域住民としては1つなので、それを全然別個のものとして行政サイドが捉えられると混乱する部分があります。ということで、結局、市民自治協議会なら、その枠の1つの中でさまざまな部門が動いてうまくクロスしているような形になれば一番いいのかなというイメージは持ってますが、なかなか一足飛びにそこまで住民で何かするというのは難しい部分もあるので、ある程度その辺については行政の方の支援も必要かと思っています。

あと、もう1点、私が感じたのは、先ほど野口先生もおっしゃっていたみたいに、市民投票みたいな形でいくときに、ある程度市民が自分たちの問題として冷静に受けとめて、きちんと判断できるような能力を自分たちでも育てていかないと、勢いだけではいけないと思います。何であのとき勢いでそうなったんだろうみたいなことを後々考えるようなことがあってはいけないので、そこに至るまでの過程というものは大事だと思いますし、さっきSNSとかインターネット上の話がありましたけれども、そこでは、すごくいいツールではあるんですけども、妙に盛り上がっちゃうと、ただそこに乗っかることだけがい

いみたいな風潮がないとは言えないですので、きちんと、ネット上も使いながら普通に対面して話をするとかいうのも必要な部分はあると思います。

余談ですけど、自治会運営の中ですごくメールとかのやりとりは楽ではあるので、自治会の役員間でかなり重要な議題に関してメールのやりとりの議論をする自治会さんが、そうなると思われた文字を読み取る時にいろんな読み取り方ができてしまって、面と向かってしゃべっていたらその誤解が生じる部分も少ないのに、何かそれで変にこじれたので、結局、重要な議論をするときには今みたいなメールとかのやりとりでするのはやめましたとおっしゃっていた自治会もありましたので、その辺は何と言われようと、やはり人間なので、市民自治を考える場合にはそのバーチャルな世界の活用はある程度危険性も承知しておかなければいけないなと感じています。

【中川委員長】 ありがとうございます。

【澤井委員】 そうしたらやっぱり、委員会のメンバーなんですけど、やっぱり一定数は変えていただかないとね。議論の継承はできないです。だから、そういう点では、今は9名。だけど、それより、例えば入れかわるとしても、一定数若い人、研究者とか、この議論についてこないといけないから、若い研究者をぜひ入れてもらいたい。議論を引き継いでいきたいと思うので、そこで9名を10名にするとかだよ。そういうふうに必ず若い人が何名か入ってくるという仕組みを作っていただいた方がいいと思うし、そうすると僕は安心できます。

【中川委員長】 そうですね。ありがとうございます。

では、私も少しだけ。市民自治推進委員会として存在する以前に似たような組織があったと記憶しているんですね。そのときに自治基本条例を議論した市民自治推進検討委員会。検討委員会のメンバーさんもこことオーバーラップしているメンバーさんに助けてもらったと思います。あれが一番しんどい仕事だった。本当にへとへとになりましたし、いろいろ嫌な思いもしました。もう1つ前の段階から考えると、生駒市とは20年以上前からおつき合いがあって、部長と大学とも連携の窓口になっていただいて、野口先生に紹介していただいて、うちの授業に出ていただいたりしてました。

あれから20年間、部長さんが随分ご苦労なさって、がらっと変わりました。その内部的な努力もあるし、それから、市民の力もあると思います。やはり生駒が今、全国でも名だたるベスト5に入るいいまちだと言ってもらえるだけの市民力というのは僕は侮ってはいけないと思うし、役所力もあると思う。それは誇るべきだと思います。

私なんかがもし役に立ったとするなら、その市民のエネルギーのレベルと役所のレベルとをつないでいったところにあるのかと。そのことによって役所の中にいい風を送り込んでいった。役所のエネルギーを市民の側に伝える努力もしてきた。それが自治基本条例に結実したのかなと思いますけど。いろいろややこしいことがありましたけど、そのときにもやはり役所力、市民力と考えました。

今、藤堂連合会長が一番ご苦勞なさっているコミュニティ政策ですが、これは澤井先生のご指摘もあったように、地域包括ケアシステムとの連動であるとかもあります。私は右手がコミュニティ政策、左手が個人個人の市民の結集のNPO政策だと思っていて、多くの都市型自治体がNPO政策から着手して行って、結局今ちょっと壁に当たって、今度は右手のコミュニティ施策に力を入れ始めたのですが、両輪なんです。そのお世話もこの委員会、かなりしたと思います。

やはり地域協働社会というのは絶対無視したらいかんと思うので、今後この委員会としては、自治基本条例の、いわばよりよく、樋口委員がおっしゃったように、いかに使いこなしやすい条例にするかということが、啓発とかお手伝いと、コミュニティ政策に関する、これは後押しじゃないかという気がします。NPO政策は、マイサポについてはもっと定着してほしいなど、もっと利用してほしいと思っています。これからコミュニティ政策だろうなと思います。その辺でこの委員会がどれだけ力を発揮できるか、これから我々にその使命が与えられるのかと思いますけど、できたら、できたら50代、40代の委員さんをもっと増強していただいて。

【橋本委員】 ぜひお願いしたいと思いますが、団体代表、それから、大学の先生方にそれをお願いするの、ぜひ僕は市民公募という人も入れていただきたいと思います。

【中川委員長】 それはそれでいいんじゃないですかね。そういうふうにしていただきたいと思います。

【事務局】 簡単にお礼も兼ねましてですけど、いろいろ生駒も変わったということでご意見もいただいています。やはり市民の方がり関心を持っていただくということが一番大事ですね。その関心も、基本的には通常自分だけを考えられる方が今まで多かったです。自分の損得だけです。ですから、例えば図書館ができる、小学校ができるというときでも、近くにあればいい、しかし、横に来てもらったら困るとか。あと、自分が趣味活動をやっていることに対して補助金をもらえたらいいとか。もっと大きな視野で見ていただきたいということで、特に平成2年からコミュニティの推進がこれから一番大事だということで、

学び、学習とコミュニティの推進と趣味活動、そこからボランティア活動へ発展ということで、仕事をいろいろ進めている途中で市長が代わったりしたのもありましたが、考え方が若干違うんです。それで、できるだけオープン、全てオープンにしていってやれば、市の職員も隠す必要がないというのは楽なんです。隠すということはやましいこともいろいろ出てきますので、できるだけオープンにして、時間はかかるけど理解いただくというのやり方をしました。市民の人にもその都度その都度いろんな団体のところでお話はさせていただいていたのは、自分がやっている趣味活動も大事だけど、もっと大きな目で市全体を見て判断してくださいということはずっと言ってきてた時代がありました。

その後、そういう部署から離れまして、許認可関係ばかりやっていました。そのときでもマンションの建築とかあったら、自分の横には来てほしくない、向こうへ行ったらいいと言われますが、向こうへ行けば、それはそこにもまた家がありますのでね。ですから、地域全体を見ていただく。今のこの市民投票もそうですが、先ほど委員長も言われていたように、感情でやるのでなしに、もう少し大きな視点に立って判断していただく。そういう方がだんだん増えてきて、市民力というのは高まっていますので。いろんな形で参画もしていただいてということで、できるだけ多くの市民に参画していただけたらいいですが、なかなか人数の問題、会議の調整の問題もありますので、今3名ということになっておりますが、若い世代ということもおっしゃっています。若い人も入っていただいて、新しい考えというんですか、それも大事なことだとは思いますが。

それと、最後になりますが、市民自治協議会、小学校区単位でということとされております。地域包括ケアの考えも非常に大事だし、防災、安全安心、教育のことも含めて、小学校区で割り切れない部分というのが出てきます。ですから、例えば避難所1つとってみても、自治会で最寄りの近い避難所というのは分かれてしまう。必ず小学校区全部いけるわけでない。例えば生涯学習のセンターを使うところもありますので。確率論でいけば、大規模災害の確率と地域包括とどっちが優先すべきか、それはもう非常に大事なことです。今、副委員長からも中地区の方で取り組んでいただいているということがありますので、また、澤井先生もおっしゃっていただいていたように、調整の機能は、できるだけ我々の市民活動推進課、地域活力創生部の方でできたらやっていく方向では考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。いろいろありがとうございました。

【中川委員長】 いえいえ。ちょっとだけつけ加えますと、会長さん自身もご苦労なされている小学校区単位で市民自治協議会というのはこの委員会でも言ってきたことで、小

学校区を超える例えば地域包括ケアシステムとか、あるいは広域防災とかいうのは、小学校区単位の住民自治協議会が相互連携して協定を結べばいい話でね。だから、防災だって、向こう三軒両隣の近隣防災、地域防災、それから広域防災とあるわけで、それぞれ役割が違います。

ただ、私は上田委員のおっしゃったようなネット社会みたいなものを過信していると、事務局がおっしゃったように住民の自立心とか、あと、地域が潰れていく社会に向かうし、基本的には僕はいつも言っている民主主義の根幹は顔と名前の分かり合っている者同士の対話から始まるというのが僕は鉄則と思います。自分の名前は隠す、存在も隠してネットで暴言を吐くという人たちは民主主義の担い手としては敵です、逆に。きちっとやっぱり自分の顔としての責任を持って、間を持って他者とかがかわるというところからしか民主主義は生まれません。デューイは、顔を名前の分かり合っている面識的社会でのみ民主主義は存在するとはっきり言い切っています。だから、いろいろ間接民主主義の幻想というか、それをできるだけ直接民主主義がブレーキをかけていくというのが本当は正しいと思います。だから、やっぱり対話能力、それから、人と人との関係を愛する能力とか、そういうものがないと、これは結局壊れてしまいます。

そういう意味で、小学校単位というのは面識社会にこだわっているということなので、制度的な問題は相互連携とか広域協定とか、それを結べば済むと私は思っています。色々なシステム、防災もそうだし、教育もそうだし、福祉もそうだし、全部小学校区単位におさまらないのはかなりあります。むしろそれより大きくしてはいけないと私は言いたいです、地域のガバナビリティをね。そこから大きくなると、だんだん役所になってくる、役所的になってくる。そういう考え方があるということだけ、ちょっとだけつけ加えさせてください。どうもありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。

— 了 —